

# 法人市民税

法人市民税は、河内長野市内に事業所・事務所または寮等を持っている法人（会社など）にかかる税金です。

## ○法人市民税を納める法人（納税義務者）

納税義務者	均等割	法人税割
河内長野市内に事務所または事業所を有する法人	有	有
河内長野市内に寮や保養所のみを有する法人	有	無
河内長野市内に事務所・事業所または寮等を有する公益法人および公益法人等で法人税を課税されないもの並びに法人でない社団で代表者または管理人を定めのあるもの	有	無

## ○法人種類の区分

種類	代表的なもの	納税義務	
		均等割	法人税割
普通法人	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、医療法人、企業組合、日本銀行等	有	有
協同組合等	農業協同組合、消費生活協同組合、中小企業等協同組合、信用金庫、農業協同組合、森林組合、一般社団法人（非営利型を除く）、一般財団法人（非営利型を除く）等	有	有
公益法人等	日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等	収益事業を営む場合のみ有	収益事業を営む場合のみ有
	公益社団法人、公益財団法人等	有※	
	一般社団法人（非営利型）、一般財団法人（非営利型）	有	
人格のない社団等	各種の法人、社交を目的とする団体、PTA、同窓会、学会等	収益事業を営む場合のみ有	収益事業を営む場合のみ有
公共法人	国、地方公共団体等	無	無
	日本放送協会、住宅金融金庫等	有	

※博物館の設置または学術の研究を目的とし、収益事業を行わない法人の場合は非課税

○税率について

●均等割

区 分	市内の従業者数	税 率
資本金等の額が 50 億円を超える法人	50 人超	3,600,000 円
	50 人以下	492,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人超	2,100,000 円
	50 人以下	492,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人超	480,000 円
	50 人以下	192,000 円
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人超	180,000 円
	50 人以下	156,000 円
資本金等の額が 1 千万円以下の法人	50 人超	144,000 円
	50 人以下	60,000 円

●法人税割

平成 26 年度税制改正に伴い、平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分から、法人税割の税率が下表のとおりとなります。

なお、申告日が平成 26 年 10 月 1 日以降であっても、申告する事業年度の開始日が平成 26 年 9 月 30 日以前の場合は、変更前の税率で計算しますので、ご注意ください。

法人の区分	税 率	
	事業年度の開始日が	
	平成 26 年 9 月 30 日以前	平成 26 年 10 月 1 日以降
資本金等の額（地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5）が 1 億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社	14.7/100	12.1/100
上記以外の法人	12.3/100	9.7/100

〈予定申告の経過措置について〉

平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する最初の事業年度の予定申告にかかる法人税割は、次の算式で求めた金額となりますので、読み替えをお願いします。

なお、2 年目以降は、通常の算式に戻ります。

$$\boxed{\text{前事業年度の法人税割額} \times \underline{4.7} \div (\text{前事業年度の月数}) = \text{予定申告にかかる法人税割額}}$$

※通常は (前事業年度の法人税割額)  $\times$  6  $\div$  (前事業年度の月数)

〈均等割及び法人税割の資本金等の額について〉

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、資本金等の額が、資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、「資本金及び資本準備金の額の合算または出資金の額」とします。